

川辺おうちごはん登録店募集要項

1. 要項の趣旨

国による緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はいまだ収束の目処が立っておらず、不要不急の外出自粛要請により町内の飲食店は来店客が少なく非常に厳しい状況が続いています。

川辺町では、飲食店の売上げ減少の緩和による事業の継続及び町民の負担軽減に寄与することを目的として川辺おうちごはん券を2度発行したところですが、上記の状況を踏まえ、3度目となる「川辺おうちごはん・まんぷく券」を発行します。

本要項は、「川辺おうちごはん・まんぷく券」を利用可能とする店舗「川辺おうちごはん登録店」の募集に関し必要事項を定めるものです。

2. 事業内容

(1) 登録店の情報発信

- ・川辺おうちごはんマップ（登録店一覧）を作成・各世帯へ配布
- ・町ホームページや各種 SNS にて店舗情報掲載
- ・登録店啓発用のぼり旗の提供

(2) 川辺おうちごはん・まんぷく券の配布

- ・全町民に対し「川辺おうちごはん・まんぷく券」を配布
一人につき、500円×8枚を配布
- ※『お食事処』500円×4枚 『喫茶・カフェ』500円×4枚 の2種類
- ・割引分は町から登録店へ支払い（換金）

3. 事業実施期間について

本事業は、「川辺おうちごはん・まんぷく券」の使用期限「令和3年7月31日まで」とします。

なお、町ホームページ等での店舗情報掲載については事業終了後も継続予定です。

4. 事業参加の費用負担について

本事業に係る、のぼり旗や換金手数料等の費用は全て無料となります。

5. 換金について

換金事務は下記のとおりとし随時受け付けします。

- (1) 受付場所：川辺町役場 産業環境課（役場2階）
- (2) 換金期限：8月31日（火）まで
- (3) 支払時期：受付後おおよそ2週間程度

6. 登録店の条件

本事業の登録店は、以下の条件を満たす川辺町内の飲食事業者とします。

ただし、大手チェーン店がフランチャイズ展開されている飲食事業者は除きます。

- (1) 持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）メニューを提供している又は提供を開始する飲食店
- (2) 町内に本店を有する中小・小規模事業者の法人又は個人事業の飲食店
- (3) 食事の提供をしている（飲食するための設備を設置している）飲食店
※「飲食料品の譲渡（消費税軽減税率適用事業8%）のみ」は対象となりません。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、店舗利用者が密接しない環境作り（受取時間の分散、行列の管理等）を実施する飲食店

7. 登録店へのお願い

- (1) 受取日時の指定などにより購入者の店舗滞在時間を少しでも短くしてください。
- (2) のぼり旗は必ず掲出していただくようご協力ください。
ただし、設置に関しては強風等を想定し適切に設置してください。
- (3) 登録店は、可能な限り事業実施期間中（令和3年7月末まで）テイクアウト又はデリバリーメニューの取扱いを継続ください。ただし、特別な事情により取扱いが出来なくなった場合は、速やかに町へご連絡ください。

8. 提出書類について

募集期限までに次の書類をご提出ください。

- ①「川辺おうちごはん登録店」登録申込書
- ②写真又は写真データ（下記のうち最低2枚）
 - ・メニューの写真
 - ・メニュー表の写真（メニュー表の現物を持参いただいても結構です）
 - ・店舗外観

9. 募集期限について

募集期限：令和3年3月1日（月） 期限厳守

期限後の提出については受け付けません。必ず期限内に提出ください。

10. 提出先・お問い合わせ先について

- ①郵送・持参 〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518 番地 4
川辺町役場 産業環境課 商工担当宛
- ②FAX 0574-53-2374
- ③メール sangyou@kawabe-gifu.jp